

平成 28 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
(管理会社コード 16714)  
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅  
問合せ先 業務本部 山口 節一  
(TEL:03-5208-5211)

### 日経平均ベア 2 倍上場投信の約款変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 15 日に「日経平均ベア 2 倍上場投信」(証券コード: 1360) (以下「本 ETF」といいます。) について、投資信託約款の重大な変更を提案し、法令に基づき書面による決議を行うこと、並びに、平成 28 年 4 月 3 日を基準日とし、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めたことを、お知らせいたします。

なお、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

- 書類の送付  
平成 28 年 4 月 3 日(基準日)現在の受益者に、平成 28 年 4 月 21 日ごろ、本件約款変更に関する書類を郵送いたします。  
約款変更の具体的な手続やそれに関するお問合せ方法等は、お送りする書類の中で、ご確認いただけます。
- この度の約款変更にご同意いただける場合、特別な手続は必要ありません。  
約款変更について賛否を問う書面による決議を行いますが、議決権行使書面のご返信がなされない場合、変更案に賛成いただけられたものとみなされますので、賛成の受益者は、何もお手続きいただく必要はありません。

## ○約款の変更内容の概要

### <変更の内容>

本ETFの主要投資対象であります「短期の公社債」の制限を廃止する変更、および、本ETFの計算期間を「毎年4月4日から翌年4月3日まで」から「毎年2月21日から翌年2月20日まで」とする変更を行います。(変更後の最初の計算期間は、平成28年4月4日から平成29年2月20日まで、となります。)

### <変更の理由>

主要投資対象であります「短期の公社債」として償還日までの残存期間が1年以下の公社債に投資しておりましたが、平成28年1月29日に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入したことにより、短期の公社債市場、短期金融市場の環境が大きく変化したため、運用の機動性を確保するため、「短期の」の制限を廃止し投資対象銘柄を増加させるようにいたします。

毎年4月4日から翌年4月3日までが計算期間となっており、その計算期間末日の5営業日前の日から計算期間末日の前営業日までの期間、追加設定および一部解約の申し込みが不可となっていることから、計算期間を「毎年4月4日から翌年4月3日まで」から「毎年2月21日から翌年2月20日まで」に変更することにより、年度末にあたる3月末および年度初めにあたる4月初め頃の追加設定および一部解約の申し込みを可能とすることにより受益者および投資家の利便性の向上を図ります。

受益者の皆様におかれましては、上記趣旨をご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

○投資信託約款の変更の日程および手続きについて

日付	手続きの内容
平成 28 年 4 月 3 日 (日) 基準日	当該基準日現在の受益者を、書面決議における議決権の行使可能な受益者といたします。
平成 28 年 4 月 21 日 (木) までに書類を発送	当該基準日現在の受益者宛に、「議決権行使書」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。 ●約款変更「反対」の受益者の方は、同封する「議決権行使書」の「否」の欄に丸印をつけて返送してください。 ●約款変更「賛成」の受益者の方は、特に何もしていただく必要はありません。(返送されなかったものについては、法令および約款の規定により、賛成として取り扱われます。)
平成 28 年 5 月 12 日 (木) 書面決議	平成 28 年 5 月 11 日 (水) までに返送された「議決権行使書」をもって書面決議を行います。当該基準日現在の受益者の議決権(口数)の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
平成 28 年 5 月 13 日 (金) ~平成 28 年 6 月 3 日 (金) 買取請求の受付期間	議決権行使において、反対をされた受益者の方は、本 E T F の買取を請求することができます。 ●議決権行使期間中あるいは買取請求の受付期間中であっても、また、当該約款変更の反対か否かにかかわらず、市場で売却することができます。 ●平成 28 年 4 月 21 日ごろにお送りします、約款変更に関する書類の中に買取請求の手続きについてご説明いたします。
平成 28 年 6 月 7 日 (火) 約款変更適用予定日	書面決議が可決された場合、投資信託約款の変更を行います。(当局に投資信託約款の変更の届出を行います。)

## 日経平均ベア2倍上場投信

### 投資信託約款の変更案

下線部は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、日経平均ダブルインバース・インデックスを対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。当該取引の売り建て総額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。</p> <p>2. 信託財産に公社債を組入れます。</p> <p>3. この信託を終了することとなった場合は、上記1号および2号のような運用ができない場合があります。</p> <p>4. 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>5. 外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>6. 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第32条 この信託の計算期間は、<u>毎年2月21日から翌年2月20日まで</u>とします。ただし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、日経平均ダブルインバース・インデックスを対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。当該取引の売り建て総額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。</p> <p>2. 信託財産に<u>短期の</u>公社債を組入れます。</p> <p>3. この信託を終了することとなった場合は、上記1号および2号のような運用ができない場合があります。</p> <p>4. 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>5. 外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>6. 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>(信託の計算期間)</p> <p>第32条 この信託の計算期間は、<u>毎年4月4日から翌年4月3日まで</u>とします。ただし、<u>第1計算期間は信託契約締結日から平成25年4月3日まで</u>とし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。</p>